

第44号議案

中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成28年9月6日提出

中間市長 松下 俊男

中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年中間市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号、第6号及び第7号中「第2条の4第5項」を「第2条の4第8項」に改め、同項第8号中「第2条の4第4項」を「第2条の4第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の規定は、平成28年8月1日から適用する。

中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者から除くものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子家庭の母の配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその母と生計を一にするものの前年の所得が施行令第2条の4第8項に規定する額を超えるときの当該母子家庭の母及びその児童</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 父子家庭の父の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその父と生計を一にするものの前年の所得が施行令第2条の4第8項に規定する額を超えるときの当該父子家庭の父及びその児童</p> <p>(7) 父母のない児童を養育する者の配偶者又はその養育者の生計を維持する民法第877条第1項に定めるものの前年の所得が施行令第2条の4第8項に規定する額を超えるときの当該父母のない児童</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者から除くものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子家庭の母の配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその母と生計を一にするものの前年の所得が施行令第2条の4第5項に規定する額を超えるときの当該母子家庭の母及びその児童</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 父子家庭の父の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその父と生計を一にするものの前年の所得が施行令第2条の4第5項に規定する額を超えるときの当該父子家庭の父及びその児童</p> <p>(7) 父母のない児童を養育する者の配偶者又はその養育者の生計を維持する民法第877条第1項に定めるものの前年の所得が施行令第2条の4第5項に規定する額を超えるときの当該父母のない児童</p>

(8) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項第2号若しくは第4号に該当し、かつ、母がない児童又は施行令第2条の3に規定する児童（以下「父母が死亡した児童等」という。）を養育する者の前年の所得が施行令第2条の4第7項に規定する額を超えるときの当該父母が死亡した児童等

(9) (略)

3 (略)

(8) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項第2号若しくは第4号に該当し、かつ、母がない児童又は施行令第2条の3に規定する児童（以下「父母が死亡した児童等」という。）を養育する者の前年の所得が施行令第2条の4第4項に規定する額を超えるときの当該父母が死亡した児童等

(9) (略)

3 (略)